

別紙3

複写・製本等業務受託業者への指導について (総務事務集中課印刷室設置分)

1 設置場所

香川県庁本館 B1 階 総務事務集中課印刷室

2 当該複合機の利用者について

総務事務集中課印刷室では、複写・製本等業務を民間業者に外部委託しているため、当該複合機を使用する者は、原則として複写・製本等業務の受託業者とする。

3 当該複合機の利用者への操作方法の指導について

複写・製本等業務が円滑に行えるように、複写・製本等業務の受託業者に対して、県が指定する日に操作方法の指導を行うこと。

指導に当たっては、指導を行う者を1名以上派遣し、実地にて指導を行うものとする。

ただし、操作の習熟度合いによって、柔軟に対応して差し支えない。

詳細については、複写サービス契約業者、複写・製本等業務の受託業者及び県の3者で協議するものとする。

また、次年度以降、複写・製本等業務の受託業者が変わった場合（印刷室の複写・製本等業務委託の契約期間は1年のため、最大5回）には、新たな受託業者に対して、同様に複合機の操作方法の指導を行うこと。